

市第60号議案

横浜市奨学条例の一部改正

横浜市奨学条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市奨学条例の一部を改正する条例

横浜市奨学条例（昭和28年 4 月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（志願手続）

第 5 条 奨学生を志願する者（次項において「志願者」という。）

は、教育委員会規則で定めるところにより、奨学生願書を教育委員会に提出しなければならない。

2 志願者が在学する高等学校の学校長は、当該志願者が第 2 条の規定に該当すると認めたときは、推薦調書を教育委員会に提出しなければならない。

第 7 条中「、保護者連署の上、当該学校長を経て」を削る。

第 8 条中「毎月当該学校長を経て」を「教育委員会が定める日に 1 年分を一括して」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

奨学生の志願に係る手続等を変更するため、横浜市奨学条例の一

部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市奨学条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（ 志 願 手 続 ）
（ 願 出 手 続 ）

第 5 条 奨学生を志願する者（次項において「志願者」という。）
奨学生を志願しようとする者は、奨学生願書を当該学校長
は、教育委員会規則で定めるところにより、奨学生願書を教育委
員会を経て教育委員会に提出しなければならない。
員会に提出しなければならない。

2 志願者が在学する高等学校の学校長は、当該志願者が第 2 条の
前項の願出があったとき、学校長は、第 2 条の規定に該当する
規定に該当すると認めたときは、推薦調書を教育委員会に提出し
と認めた者について、推薦調書を作成の上添付しなければならない
い。

3 第 1 項に規定する奨学生願書には、本人及び保護者が連署しな
ければならない。

（異動の届出）

第 7 条 奨学生は、次に掲げる場合には、保護者連署の上、当該学
校長を経て、教育委員会に届け出なければならない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

（奨学金の交付）

第 8 条 奨学金は、教育委員会が定める日に 1 年分を一括して交付
する。但し、数箇月分をあわせて交付することがある。